

平成 20 年 12 月 11 日

運輸安全委員会事務局 殿

事務連絡  
政策評価官室

平成 20 年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 16 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、平成 20 年度前期（平成20年度 4 月から 9 月までの間）に海難審判庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I. 海難審判庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものである。

II. 海難審判庁が達成すべき目標についての評価

1. 迅速な海難の調査、審判について

<p>具体的な目標の内容</p> <p>海難の認知から裁決までの平均期間を12ヶ月以内とする。</p>
<p>評 価</p> <p>【評定】</p> <p>目標には達していないが相当の実績が上がっている。</p> <p>【所見】</p> <p>平成20年度 4 月から 9 月までの間に裁決が行われた海難事件の認知から裁決までの平均期間は12.2ヶ月であった。</p> <p>平均処理期間の測定結果を毎月各地方機関に周知するとともに、各地方の調査関係データを中央に集約して調査状況を把握することにより、中央から地方への指導等を行う他、地方における人員配置の見直し等を行った結果、目標の12ヶ月には0.2ヶ月及ばなかったものの、昨年度に比べ0.6ヶ月の改善が見られた。</p> <p>海難の再発防止のためには、的確かつ迅速な原因究明が必要不可欠であることから、運輸安全委員会においても引き続き船舶事故調査の迅速化に向けた取り組みが期待される。</p>

<p><u>具体的な目標の内容</u></p> <p>社会的影響の大きい海難については、特に集中的な調査・審判に努め、海難の認知から裁決までの平均期間を10ヶ月以内とする。</p>
<p><u>評 価</u></p> <p>【評定】</p> <p>目標は達成されておらず一層の努力が必要である。</p> <p>【所見】</p> <p>平成20年度4月から9月までの間に裁決が行われた社会的影響の大きい海難事件の認知から裁決までの平均期間は12.2ヶ月であった。</p> <p>多数の死傷者を生じたものなど社会的影響の大きい海難の迅速な原因究明に向けて集中的な調査・審判を実施するため、調査の初動体制や中央・地方間の調査支援体制を強化するとともに、審判開始の申立て後においても早期に開廷するよう努めた。しかしながら、今年度は、専門的知見を必要とする原因究明が困難な事件や外国人関係者との調整に時間を要したことなどから、目標の10ヶ月を2.2ヶ月下回る結果となった。</p> <p>社会的影響の大きい海難が多発した場合において、同時期に重複する調査・審判の迅速化を図ることは困難な課題ではあるものの、このような海難は国民の関心も高く、その迅速な原因究明は、同種海難の再発防止策を講じるうえで極めて重要であることから、運輸安全委員会においても引き続き船舶事故調査の迅速化に向けた取り組みが期待される。</p>

## 2. 海難に関する情報の利用促進等について

<p><u>具体的な目標の内容</u></p> <p>海難の原因や教訓の海難防止への有効活用を促進するため、海難分析集やニュースレターなど各種形態による刊行物を10回以上発行し、海事関係者等に幅広く提供する。</p>
<p><u>評 価</u></p> <p>【評定】</p> <p>目標は達成されたものと認められる。</p> <p>【所見】</p> <p>平成20年度4月から9月までの間に刊行物を7回発行した。</p> <p>海難審判の結果明らかになった個々の海難の原因や実態について、テーマごとに詳細な分析を行い、同種海難の防止策を提言する「海難分析集」を始め、海難事例と防止策を紹介する定期情報誌、外国人船員向けに我が国周辺海域特有の海難事例を紹介する英語版の情報誌を半年間で合計7回発行し、関係行政機関、海事関係団体、研究・教育機関及び海事関係者に幅広く配布した。</p>

<p><u>具体的な目標の内容</u></p> <p>海難の調査・審判を通じて得られた知識・経験を踏まえ、関係行政機関に対し、海難防止に関する施策について積極的な提言を行う。</p>
<p><u>評 価</u></p> <p>【評定】</p> <p>目標は達成されたものと認められる。</p> <p>【所見】</p> <p>平成20年度4月から9月までの間に関係行政機関に対する提言を2回行った。</p> <p>海難の調査・審判を通じて得られた知識・経験を関係行政機関における海難防止施策に有効に反映させるため、海上保安庁長官に対し「潜堤等の工作物に係る乗揚げ海難の防止に関する意見」（平成20年6月26日）を、国土交通大臣及び水産庁長官に対し「漁船火災の防止に関する意見」（平成20年8月8日）をそれぞれ述べ、半年間で合計2回の提言を行った。</p> <p>具体的な海難防止施策を講ずる権限を有する関係行政機関に対する提言は、海難の再発防止のために非常に有効な手段であることから、運輸安全委員会においても引き続き積極的な提言に努めていくことが期待される。</p>

